

第2編 旅客営業

第1章 通則

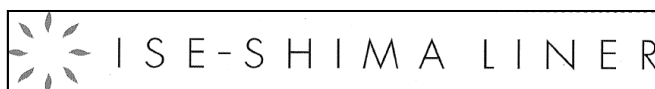
(特別車両等に対する表示)

第12条の2 特別急行料金を収受する特別急行列車には、「特急」の表示又は、次の各号の表示を行なう。

(1) アーバンライナー



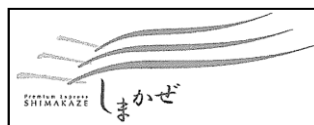
(2) 伊勢志摩ライナー



(3) さくらライナー



(4) しまかぜ



(5) 青の交響曲 (シンフォニー)



(6) あをによし



(7) ひのとり



2 特別車両料金を収受する特別急行列車の特別車両には、次の各号の表示を行なう。

(1) 特急「しまかぜ」として運行する列車は、全て特別急行列車の特別車両(A)として前項第4号による表示を行なう。

(2) 特急「青の交響曲 (シンフォニー)」及び特急「あをによし」として運行する列車は、全て特別急行列車の特別車両(B)として前項第5号及び第6号による表示を行なう。

(3) 特急「ひのとり」として運行する列車は、特別急行列車の特別車両(D)として前項第7号による表示を行なう。ただし、特別急行列車の特別車両(C)として運行する車両にはその入口等旅客の見やすい箇所に次の表示を行なう。



(4) 前各号以外で運行する列車には、特別急行列車の特別車両(B)としてその入口等旅客の見やすい箇所に次の表示を行なう。



(乗車券類の購入及び所持)

第13条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。但し、乗車券類印刷発行機のない巡回対応駅から乗車する旅客又は係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、列車に乗車した後、直ちに相当の乗車券を購入しなければならない。この場合、列車内で乗務員等が発売することができないときは、この限りではない。

2 前項の規定によるほか、旅客が特別急行列車に乗車する場合又は特別急行列車の特別車両に乗車する場合は、次の各号の定めるところによりその乗車に有効な乗車券類を購入しこれを所持しなければならない。

(1) 特別急行列車に乗車するとき

特別急行券

(2) 特別急行列車の特別車両に乗車するとき

イ 特別急行列車の特別車両(A)に乗車するとき

特別急行券のほか特別車両券(A)

ロ 特別急行列車の特別車両(B)に乗車するとき

特別急行券のほか特別車両券(B)

ハ 特別急行列車の特別車両(C)に乗車するとき

特別急行券のほか特別車両券(C)

ニ 特別急行列車の特別車両(D)に乗車するとき

特別急行券のほか特別車両券(D)

(3) 特別急行列車の特別車両(A)の個室に乗車するとき

特別急行券のほか特別車両券(A)および個室券

(参考) 乗車券の所持 鉄道営業法 第15条

有効な乗車券類を所持しない場合の制裁 同 第18条、第29条

鉄道運輸規程第19条

(キロ程)

第14条 旅客の運送条件をキロメートルをもって定める場合は、営業キロ程による。

(巡回対応駅の旅客の取扱方)

第15条 乗車券類印刷発行機のない巡回対応駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員又は着駅において行なう。